

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

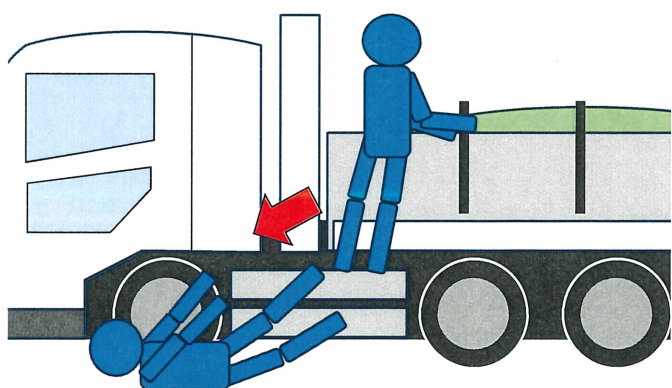
災害発生情報 No.164

令和8年6月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	道路貨物運送業	経験年数	20年	年齢	60歳代
発生年月	令和8年4月	発生時刻	11時台		
発生状況	荷締めを締めなおしていたところ、反動で1m下の地面に背中から墜落した。				
負傷の性質/部位	骨折/背部	休業見込期間	若しくは死亡 2週		



(イメージ図)

1 原因

- 不安定な場所で作業を行っていたこと。

2 対策

- 荷締め作業は可能な限り地上から行うこと。
- 作業に適した作業床を確保した上で作業を行うこと。

(一般的な原因と対策を示したものであり、実例において不十分、不適當なところがあったと断じるものではありません。)

◆安全衛生の窓◆

道路貨物運送業における労働災害は、荷役作業中に発生したものが多くの割合を占めており、中でも荷役作業中の墜落災害が多く発生しています。

荷役作業中の墜落災害の例としては、今回の事例のように荷締め作業中にバランスを崩したもののや、積荷の上でシートがけをしていて墜落したもの、あおりを固定していなかったことに起因した墜落等が見られます。特に、積荷の上から墜落した場合、高所からの墜落となる可能性があり、重大な災害に繋がるおそれがあります。

運送事業者がリスクアセスメントを実施し、作業計画に沿った作業手順書を作成する等、安全衛生対策を講じることは重要です。しかし、発着荷主の構内で出張作業となることも多く、使用できる設備の多くは発着荷主のものを借用せざるを得ないことから、荷役作業中の労働災害防止のためには荷主等の関係者との協力も不可欠となります。